

# こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り 第26-2-36号

平成27年 1月15日

## 鳥インフルエンザに係る防疫対策について

今秋以降、幾度にわたり飼養衛生管理遵守の徹底をお願いしてきましたが、国内で本病ウイルスの確認が相次いでいることから下記の点にも留意していただき、ウイルスの侵入防止対策に万全を期するようお願いいたします。

### 記

#### ●衛生管理区域へ立ち入る者及び車両の消毒と記録の徹底について

立ち入る者の消毒実施について、家きん飼養者自ら確認することが困難な場合もあるため、入場者記録簿に消毒実施の確認欄を設けたり、消毒を実施するよう声をかける等の対策をお願いします

#### ●野鳥・ネズミ等の野生動物対策について

現在、ウイルスの暴露リスクが極めて高まっている状況にあること及び野生動物は基本的に夜行性であることから、畜主が気づかないうちに侵入している可能性があることを踏まえ、改めて防鳥ネットの破れ、鶏舎屋根と壁の間、壁と防鳥ネットの間など、小型の野生動物が侵入しうる隙間がないか、普段見落としがちな侵入経路も詳細に点検し、破損等があった場合は必要な修繕を行ってください。

また、ネズミ対策として、前述内容に加え、忌避剤や殺鼠剤を用いると共に、地面の穴を埋めるなどの対策も併せて行ってください

平日は 家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440

夜間・休日は

家保所長・課長へ

※つながらなければ、県庁守衛室(0742-22-1001)をお願いします。